

# 新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言解除後の対応について

令和3年3月1日

新宮町新型コロナウイルス感染症対策本部

2月28日をもって緊急事態宣言の対象区域から解除されたことを受け、国、県の方針を踏まえ、本町の対応を以下のとおりとします。

## 1. 全般的事項

緊急事態宣言の対象地域から解除されたとはいえ、新型コロナウイルス感染症が収束したわけでは無いことを念頭に置き、今後も新規陽性者を減少させ、感染の再拡大（リバウンド）を防ぐことに注力する。具体的取り組みについては、2月26日に福岡県から発出された「緊急事態措置の解除とその後の対応について」に基づいて、3月7日まで以下のとおりとする。

## 2. 本町における具体的対応策

### (1) 県民・事業者への要請事項及び町の感染防止対策の周知徹底

- ・新型コロナウイルス対策の最新情報を町ホームページで発信する。
- ・その他あらゆる機会を捉えて周知を実施する。

### (2) 小中学校、幼稚園について

- ・授業・学校行事・部活動等における感染リスクの高い活動については、児童・生徒等への注意喚起を徹底する。
- ・授業参観等の行事は、3月7日まで中止又は延期する。
- ・校（園）外活動は、3月7日まで中止又は延期する。
- ・PTA等の会議は、原則として、3月7日まで中止又は延期する。
- ・中学校の部活動は、3月7日まで活動時間の短縮等を行う。また、対外試合等、他校との交流がある活動は、3月12日まで原則禁止する。
- ・上記以外の内容は、新宮町教育委員会が定めた「学校における感染症対策ガイドライン～学校の「新しい生活様式」の徹底に向けて～Ver. 3」（令和3年1月12日付）に基づき実施する。

### (3) 公共施設の利用について

- ・そぴあしんぐう、シーオーレ新宮、福祉センター、アクア新宮地域交流室の貸し館、及び学校施設内の体育館、グラウンド及び全ての社会体育施設の利

用時間は、3月7日まで引き続き20時までとし、利用人数等に制限をかける。なお、今後の感染状況により再度利用を停止する場合がある。

- ・図書館、歴史資料館の利用については、引き続き3月7日まで以下のとおり制限を設ける（図書館は貸出・返却・予約を基本とする）。
  - ア) 館内の滞在時間は30分以内とする。
  - イ) 館内の閲覧、休憩椅子は撤去する。
  - ウ) コピーサービス、インターネットの利用停止。
  - エ) レファレンスの中止。
- ・町営渡船は乗船客に対し感染防止対策を実施する。
  - ア) 乗船前検温（個別検温を止め、新宮待合所に設置した無人検温器で実施）
  - イ) マスク着用等感染防止対策のための注意喚起ポスターは引き続き掲示
  - ウ) 乗船定員を7割程度に抑制
- ・コミュニティバスについては感染防止対策を実施し通常運行する
  - ア) バス内での常時換気
  - イ) 事業部内での感染防止対策の徹底
- ・島の駅あいのしまは3月12日まで閉館する（丸山食堂のみ3月4日から再開）。

#### (4) イベント等の開催制限

- ・町が主催するイベントや会議は開催の必要性を十分検討し、感染防止対策（マスク着用、手指消毒液の配置、換気、レイアウトの工夫、短時間）を徹底した上で実施する。感染防止対策の徹底やイベントの前後における「三密」及び飲食を回避する方策が徹底できない場合には、開催を中止または延期とする（中止したイベントはホームページに掲載）。
- ・その他審議会等の開催については、持ち回り会議（決裁）などの形態も導入する。
- ・文化振興財団が実施するそぴあしんぐう大ホールの有料イベント、及びその他の事業は、開催の必要性を十分検討し、感染防止対策（マスク着用、手指消毒液の配置、換気、レイアウトの工夫、短時間）を徹底した上で実施し、感染防止対策の徹底やイベントの前後における「三密」方策が徹底できない場合には開催を中止または延期とする（中止したイベントはホームページに掲載）。
- ・おもてなし協会が主催するイベント（新宮劇場・キッズメニュー等）は実施しない。

(5) 各種相談窓口、健康診査について

- ・各種相談、保健指導、乳幼児健診等は感染防止対策を徹底して実施する。
- ・地域子育て支援センターは、対象者を限定して実施する。

(6) 経済対策について

- ・減収の影響が出る世帯への税・公共料金の支払い猶予などについては、これまでどおり実施するものとし、新たな施策が国から示され次第迅速に対応する。

(7) 新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮

- ・不確かな情報に基づく不当な扱いや不利益を与える、嫌がらせ、いじめ、SNS等による人権侵害の発生を防ぐため、町広報誌やホームページ等で人権に関する啓発を実施する。

(8) 役場機能の維持

- ・業務継続のための方針に基づき実施する。
- ・職員の感染防止対策を徹底する。

(9) 各行政区への要請

- ・公民館等の利用は、マスク、手洗い、身体的距離、三密回避などの基本的な感染防止対策を徹底してください。また、検温の実施や短時間、少人数での利用をお願いします。
- ・行政区で管理されている公園や広場などで、複数人が集まったの競技（ゲートボール、グランドゴルフ、テニス等）については、感染防止対策を徹底したうえでの利用をお願いします。